

環境影響評価指針改正に係る基本的事項の内容とその背景・理由等

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」） の内容	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容																																																																						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right; width: 20%;">ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>検討の実施時期</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>調査・予測及び評価の手法</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>意見聴取</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>事後調査</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </tbody> </table>		ページ	全般	1	検討の実施時期	1	調査・予測及び評価の手法	1	意見聴取	5	事後調査	10	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right; width: 20%;">ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 計画段階配慮書手続における指針等の追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画立案段階における決定事項</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>第1 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数案の設定</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>事業特性及び地域特性の把握</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>計画段階配慮事項の選定</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>調査、予測及び評価の手法</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>調査の手法</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>予測の手法</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>評価の手法</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>第2 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>意見聴取</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>II 現行指針の見直し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象事業における「風力発電所の設置の工事」の追加</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>環境要素における「低周波音」の追加</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>参考手法の最適化</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>配慮書手続段階の情報及び検討結果の活用</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>専門家の属性の公表（透明性の向上）</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td>第5 環境保全措置指針に関する基本的事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数案からの絞り込み過程における検討結果の明示</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td>事後調査の項目・手法の設定等における専門家の関与</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>第6 報告書作成指針に関する基本的事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書の作成時期等</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>報告書の記載事項</td> <td style="text-align: right;">11</td> </tr> <tr> <td>事業主体が引継がれた場合の措置</td> <td style="text-align: right;">11</td> </tr> <tr> <td>III（参考）基本的事項等に関する技術検討委員会報告書における今後の課題</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個別の環境要素・環境影響評価技術要素に関する課題</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> </tbody> </table>		ページ	I 計画段階配慮書手続における指針等の追加		計画立案段階における決定事項	1	第1 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項		複数案の設定	1	事業特性及び地域特性の把握	1	計画段階配慮事項の選定	2	調査、予測及び評価の手法	2	調査の手法	5	予測の手法	5	評価の手法	5	第2 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項		意見聴取	6	II 現行指針の見直し		第4 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項		対象事業における「風力発電所の設置の工事」の追加	8	環境要素における「低周波音」の追加	8	参考手法の最適化	8	配慮書手続段階の情報及び検討結果の活用	8	専門家の属性の公表（透明性の向上）	9	第5 環境保全措置指針に関する基本的事項		複数案からの絞り込み過程における検討結果の明示	9	事後調査の項目・手法の設定等における専門家の関与	10	第6 報告書作成指針に関する基本的事項		報告書の作成時期等	10	報告書の記載事項	11	事業主体が引継がれた場合の措置	11	III（参考）基本的事項等に関する技術検討委員会報告書における今後の課題		個別の環境要素・環境影響評価技術要素に関する課題	12
	ページ																																																																						
全般	1																																																																						
検討の実施時期	1																																																																						
調査・予測及び評価の手法	1																																																																						
意見聴取	5																																																																						
事後調査	10																																																																						
	ページ																																																																						
I 計画段階配慮書手続における指針等の追加																																																																							
計画立案段階における決定事項	1																																																																						
第1 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項																																																																							
複数案の設定	1																																																																						
事業特性及び地域特性の把握	1																																																																						
計画段階配慮事項の選定	2																																																																						
調査、予測及び評価の手法	2																																																																						
調査の手法	5																																																																						
予測の手法	5																																																																						
評価の手法	5																																																																						
第2 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項																																																																							
意見聴取	6																																																																						
II 現行指針の見直し																																																																							
第4 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項																																																																							
対象事業における「風力発電所の設置の工事」の追加	8																																																																						
環境要素における「低周波音」の追加	8																																																																						
参考手法の最適化	8																																																																						
配慮書手続段階の情報及び検討結果の活用	8																																																																						
専門家の属性の公表（透明性の向上）	9																																																																						
第5 環境保全措置指針に関する基本的事項																																																																							
複数案からの絞り込み過程における検討結果の明示	9																																																																						
事後調査の項目・手法の設定等における専門家の関与	10																																																																						
第6 報告書作成指針に関する基本的事項																																																																							
報告書の作成時期等	10																																																																						
報告書の記載事項	11																																																																						
事業主体が引継がれた場合の措置	11																																																																						
III（参考）基本的事項等に関する技術検討委員会報告書における今後の課題																																																																							
個別の環境要素・環境影響評価技術要素に関する課題	12																																																																						

I 計画段階配慮書手続における指針等の追加

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容	背景・理由等 （「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より）
<p>【全般】</p> <p>○改正法に準じた計画段階配慮書手続を条例に導入することが適当。</p> <p>○配慮書手続は、条例の対象事業をすべて対象。</p> <p>○配慮書手続を行わない法の第二種事業も条例の配慮書手続を課すことが適当。</p>			
<p>【検討の実施時期】</p> <p>○計画段階配慮事項の検討の時期については、改正法と同じく、個別事業の計画・実施段階前における個別事業の位置や、規模、施設の配置、構造等の検討段階とすることが適当。</p>	<p>計画立案段階における決定事項</p>	<p>対象とする計画の段階については、個別事業の計画・実施段階前における個別事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とするべき。</p> <p>（中央環境審議会 答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」）</p>	
<p>【調査・予測及び評価の手法】</p> <p>○調査・予測の具体的な手法については、以下の方向性の下、環境影響評価指針で整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査・予測の手法は、計画熟度の低いこの段階では、設定された複数案ごとに既存資料を基に実施。 ただし、必要な情報が十分得られないなどの場合は、専門家からの知見の収集、現地調査等を実施。 <p>○評価の具体的な手法については、以下の方向性の下、環境影響評価指針で整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価は、原則、複数案を対象に環境影響の比較整理により行うことが適当。 事業の実施主体や内容の特性等に応じ、事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の様々な要素について複数案が検討できるような柔軟な制度とすることが適当。 やむを得ず複数案が設定できない場合は、その理由を明らかにする必要がある。 	<p>第1 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項</p> <p>複数案の設定</p> <p>事業特性及び地域特性の把握</p>	<p>第1 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項</p> <p>1(3) 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る<u>位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案</u>（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。</p> <p>3(2) 位置等に関する複数案の設定に当たっては、<u>位置・規模に関する複数案の設定を検討するよう努めるべき旨</u>、また、<u>重大な環境影響を回避し、又は低減するために建造物等の構造・配置に関する複数案の検討が重要となる場合があることに留意すべき旨</u>を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。</p> <p>3(3) 位置等に関する複数案には、<u>現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき旨</u>を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。</p> <p>3(3) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって一般的に把握すべき情報には、第一種事業の内容（以下第一において「事業特性」という。）並びに第一種事業の実施が想定される区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（以下第一において「地域特性」という。）に</p>	<p>○ 「位置・規模」の複数案を設定することの方が、<u>重大な環境影響を回避、低減できる余地が大きいと考えられることから、「配置・構造」の複数案よりも優先されるべき</u>。ただし、「位置・規模」の複数案を設定すれば「配置・構造」の複数案を考慮する必要がないというわけではない。案件によっては「配置・構造」の複数案が非常に重要となる場合がある。</p> <p>○ 事業を行わない案（ゼロ・オプション）については、他の施策との組合せにより設定しうる場合等、現実的である場合には、複数案に含めることが望ましい。</p>

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容	背景・理由等 （「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より）
		<p>関する情報が含まれることが必要である旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。</p>	
	計画段階配慮事項の選定	<p>1(2) (計画段階配慮事項の範囲) 計画段階配慮事項の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。</p>	<p>○「別表」は、方法書以降の手続（以下「EIA※」という。）におけるものと共通のものを使用。 ※EIA：Environmental Impact Assessment</p>
		<p>3(7) (計画段階配慮事項の選定) 計画段階配慮事項の選定に当たっては、法第三条の二第二項の主務省令により事業の種類ごとに定められる事業が実施されるべき区域その他の事項を踏まえ、それぞれの事業ごとに、影響要因を事業特性に応じて適切に区分した上で、<u>事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該影響要因によって重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨</u>、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。 この場合において、<u>工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じ計画段階配慮事項を選定するものとする。</u></p>	<p>○ 配慮書段階に関して、EIA 段階における「参考項目」「参考手法」に当たるような詳細な項目・手法を定める必要はないが、配慮書手続と EIA で評価の範囲が重なることから、EIA 段階の「参考項目」「参考手法」が、配慮書段階でもある程度参考になるものと想定される。 なお、<u>工事中の影響についても、影響の重大性に着目して、必要に応じて調査・予測・評価の対象に含める。</u></p>
		<p>3(6) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ<u>専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨</u>、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに<u>専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨</u>、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。</p>	<p>○ 環境影響評価手続における透明性の向上の観点から、<u>専門家</u>の所属機関の属性（「公的研究機関」、「大学」等）を明らかにすることが望ましい。 ただし、助言した専門家個人が特定された場合、多くの意見が個人に集中し対応不能となるといった事態も想定されるため、過去の判例も考慮し、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である。 なお、環境影響評価に関連して、事業者が公開の専門家会議を開催して助言を受けている例が見られる。</p>
		<p>3(5) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、<u>選定の理由を明らかにすることが必要である旨</u>、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。</p>	
	調査、予測及び評価の手法	<p>1(4) (調査、予測及び評価の手法) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価は、設定された複数案及び選定された計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）ごとに行うものとする。</p>	

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容	背景・理由等 （「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より）
		<p>3(8) 第一種事業を実施しようとする者による調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、<u>事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。</u></p> <p>3(6) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ<u>専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。</u>なお、<u>専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。</u></p> <p>3(5) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、<u>選定の理由を明らかにすることが必要である旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。</u></p>	
		<p>（配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の手法）</p> <p>2(1) 別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定事項については、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条第一号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定事項に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。</p> <p>2(2) 別表中「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に区分される選定事項については、環境基本法第十四条第二号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。 ア 「植物」及び「動物」に区分される選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖</p>	<p>○ 「生態系」の要素を除き、EIA における調査・予測・評価と、基本的な考え方はおおむね共通。</p>

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容	背景・理由等 （「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より）
		<p>地等注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。</p> <p>イ 「生態系」に区分される選定事項については、以下の<u>ような重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。</u></p> <p>(ア) <u>自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境</u></p> <p>(イ) <u>里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境</u></p> <p>(ウ) <u>水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境</u></p> <p>(エ) <u>都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境</u></p> <p>2(3) 別表中「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される選定事項については、環境基本法第十四条第三号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。</p> <p>ア 「景観」に区分される選定事項については、主要な眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。</p> <p>イ 「触れ合い活動の場」に区分される選定事項については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。</p> <p>2(4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定事項については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適切な事項に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。</p>	<p>○ 生態系の要素に関して、EIA で一般的に用いられている調査・予測・評価の手法は、地域の生態系への影響のおそれを網羅的に把握するものである。一方、配慮書手続は、<u>重大な環境影響の回避・低減を図るために行うものであり、影響のおそれを網羅的に把握する必要はない。</u>従って、<u>原則として既存資料により重大な環境影響のおそれを予測・評価できる、EIA より簡便な手法を検討したもの。</u></p> <p>なお、生物多様性国家戦略 2010 においては、ここに挙げているもののほか、水田・水路・ため池などを含む多様な水と生態系ネットワークなどの重要性が言及されており、これらについても十分留意すべきである。</p>

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容	背景・理由等 （「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より）
	調査の手法	1(5) 調査は、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件（以下単に「自然条件」という。）及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件（以下単に「社会条件」という。）に関する情報を、 <u>原則として国、地方公共団体等が有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集するものとし、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集するものとする。</u>	
	予測の手法	1(6) 予測は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、 <u>適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。</u>	○ <u>配慮書手続段階での予測は、原則として比較的簡易な手法により行うものであり、不確実性が一定程度存在する可能性があるため、予測の不確実性の程度等について整理する必要があるが、予測の不確実性についての詳細な検討は EIA 段階で行うこととする。</u>
	評価の手法	1(7) 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。また、 <u>必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。</u> 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、 <u>選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。</u> これらの場合において、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。	○ <u>重大な環境影響の要素について複数案間で差異がなく、その他の環境要素で複数案間に際立った差異がある等の場合には、重大な環境影響の要素以外の要素についても比較整理を行う。</u> なお、単一案設定時には、「重大な環境影響が回避、低減されているか」についての評価を行うことが必要であるが、複数案設定時には、重大な環境影響の回避、低減の観点からも複数案の比較検討が行われる。

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容	背景・理由等 （「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より）
<p>【意見聴取】</p> <p>○意見聴取方法については、以下の方向性の下、環境影響評価指針で整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法に同じく、配慮書の案又は配慮書の段階において、事業者は、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることが適当。 	意見聴取	第2 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項	
		<p>（地方公共団体及び一般からの意見聴取）</p> <p>1(2) 意見聴取は、第一種事業の実施が想定される区域を管轄する都道府県及び市町村その他の当該事業に関係すると認められる地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）の長並びに一般からの意見を求めることを基本とし、これらの者からの意見を求めない場合は、その理由を明らかにするものとする。また、意見聴取に当たっては、当該事業の計画の立案の複数の段階において、関係地方公共団体の長及び一般の意見を求めるよう努めるものとする。</p> <p>1(3) 関係地方公共団体の長及び一般からの意見を求める場合は、可能な限り、配慮書の案について意見を求めるよう努めるものとする。このとき、まず一般からの意見を求め、次に関係地方公共団体の長からの意見を求めるよう努めるものとする。関係地方公共団体の長に意見を求めるに当たっては、一般からの意見の概要及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の見解をあらかじめ関係地方公共団体の長へ送付するよう努めるものとする。</p>	<p>○ 改正法においては、関係者への意見聴取について努力義務が規定されているのみ。しかし、地方公共団体による環境保全上の基準等との整合性の確認のためにも、原則として行うべき。なお、ここで「一般」とは環境の保全の見地からの意見を有する者を意味し、第一種事業を実施しようとする者は、事業実施想定区域に居住する住民に限定することなく、広く意見を求めることが期待される。関係者の意見をよりよく反映する観点から、計画検討の進行に応じて適切な段階毎に意見聴取を行うことが望ましい。</p> <p>○ 改正法においては、「配慮書」又は「配慮書の案」のいずれかの段階で意見聴取を行うこととされている。より早い段階で外部の意見を取り入れ、事業計画に反映させる観点から、「配慮書の案」の段階において意見聴取を行うことが望ましい。</p> <p>また、改正法においては、一般、地方公共団体及び国が意見を述べる順序等について特に規定はないが、EIA 段階において、一般からの地域環境に関する幅広い情報を収集し、その上で地域環境管理の要である地方公共団体が広域的な見地からの意見が述べられ、その後、国から全国的見地からの意見が述べられる仕組みとなっていることを踏まえると、配慮書手続段階においても同様の順序で意見を聴取することが、一般的に望ましいと考えられる。</p> <p>ただし、公共事業系のパブリック・インボルブメントにおいては、関係地方公共団体が事業計画の協議体に参画し、先にその意見を踏まえた上で、一般からの意見を聞くといったケースも見られ、そうしたものも尊重されるべきである。</p>
		<p>（一般からの意見聴取の方法）</p> <p>2(1) 一般からの意見を求める場合は、その旨を、官報、関係地方公共団体の広報紙、日刊新聞紙及びインターネットへの掲載等適切な方法で公表するものとし、その際、「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」、「第一種事業の名称、種類及び規模」、「第一種事業の実施が想定される区域」及び「供覧等の方法及び期間」その他必要な事項を公表内容に含める旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。</p>	<p>○ 複数案が設定されている場合、いずれかの計画案によって影響のおそれがある地域は全て意見聴取の対象とすべきである。特に、事業の位置に関する複数案が設定されている場合は、対象地域が広域となる可能性がある。</p>

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容	背景・理由等 （「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より）
		2(2) 一般から意見を求める場合の <u>配慮書の案又は配慮書の一般への公表は、書面による供覧及びインターネットの利用等適切な方法により、適切な期間を確保して実施する旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。</u>	○ 一般への意見聴取の期間については、行政手続法のパブリックコメントが30日以上となっていることを目安の1つとしつつ、適切な期間を確保する。
		2(3) <u>(地方公共団体からの意見聴取の方法)</u> 関係地方公共団体の長からの意見を求める場合は、 <u>配慮書の案又は配慮書を当該地方公共団体に送付し、適切な期間を確保して意見を求める旨、計画段階意見聴取指針において定めるものとする。</u>	○ 地方公共団体の意見形成に十分な期間を確保する。

II 現行指針の見直し

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容 (注) 網掛け部は追加された規定	背景・理由等 (「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より)
第4 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項			
	対象事業における「風力発電所の設置の工事」の追加	<p>環境影響評価法施行令の一部を改正し、風力発電所の設置の工事の事業等を法の対象事業に追加（H24.10.1 施行）</p> <p>対象規模：第一種事業 出力1万kW以上 第二種事業 0.75万kW以上1万kW未満</p>	
	環境要素における「低周波音」の追加	<p>1(2) 環境影響評価の項目の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。 (別表中、「騒音」を「騒音・低周波音」に改める。)</p>	<p>○ 低周波音は、法対象事業に追加される風力発電事業において健康被害の訴え等が生じている。また、道路、発電所等その他の事業種においても、環境影響評価項目に選定された事例が出てきている。このことから、<u>低周波音を別表の中に明示することにより、事業種ごとの環境影響評価において低周波音がより積極的に取り扱われるようにすることが適切。</u></p> <p>なお、特に風力発電からの低周波音については、現在、その調査・予測等の手法に関する調査研究が進められていることから、そうした動向も見極めつつ、最新の知見に基づいて適切に調査・予測・評価が行われることが望ましい。</p>
	参考手法の最適化	<p>4(4) 環境影響評価項目等選定指針において、(中略)事業者が地域特性等を勘案するに当たって参考となる調査又は予測の手法(以下「参考手法」という。)を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。<u>この場合において、参考手法には、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業者が個別の事業特性や地域特性等に合わせて最適な手法を選択できるよう複数の手法を含めるよう努めること。</u></p>	<p>○ 参考手法があることによって、最新の知見に基づいた調査・予測手法が使われなくなるといった指摘がある。一方、事業者にとっては、何も手法が示されていないと困るケースが考えられる。</p>
	配慮書手続段階の情報及び検討結果の活用	<p>1(3) 調査、予測及び評価は、選定された環境影響評価の項目(以下「選定項目」という。)ごとに行うものとする。<u>調査、予測及び評価に当たっては、計画段階配慮事項についての検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用するものとする。</u></p> <p>3(1) 事業者が環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって一般的に整理すべき情報の内容及びその整理に当たっての留意事項を、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。この場合において、当該</p>	<p>○ EIA 段階においてより精緻な環境影響評価を実施するため、配慮書手続段階における調査・予測等のデータや手法を積極的に活用すべき。</p> <p>○ <u>配慮書手続と EIA が論理的に繋がっていることが求められる。配慮書手続の結果と、それに至る経緯が EIA の最初の段階に伝わっていることが重要。</u></p> <p>なお、現行の基本的事項では、「事業の内容の具体化の過程</p>

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容 (注) 網掛け部は追加された規定	背景・理由等 (「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より)
		<p>情報には、計画の立案の段階以降の事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容に関する情報が含まれ、また、必要に応じ、当該事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに当該事業に係る対象事業が実施されるべき区域及びその周辺の地域の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関する計画段階配慮事項についての検討後に追加的に収集した情報が含まれるよう定めるものとする。また、事業特性に関する情報の整理に当たっての留意事項として、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても整理することが含まれるものとする。地域特性に関する情報の整理に当たっての留意事項として、入手可能な最新の文献、資料等に基づき把握すること、これらの出典が明らかにされるよう整理すること、過去の状況の推移及び将来の状況並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容についても整理することが含まれるものとする。</p>	<p>における検討経緯等」を、「事業特性に関する情報の一部として」把握することとしているが、配慮書手続とその後の検討経緯等は事業特性のみに係るものではない。</p> <p>また、事業特性や地域特性に関する情報については、配慮書手続等の段階において一定程度把握整理されるものであり、EIA 段階では不足する部分の捕捉で十分と考えられる。これにより、よりメリハリのあるスコーピング（評価項目等の選定）も期待される。</p>
	<p>専門家の属性の公表（透明性の向上）</p>	<p>3(3) 事業者が、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。</p>	<p>【再掲】</p> <p>○ 環境影響評価手続における透明性の向上の観点から、専門家の所属機関の属性（「公的研究機関」、「大学」等）を明らかにすることが望ましい。</p> <p>ただし、助言した専門家個人が特定された場合、多くの意見が個人に集中し対応不能となるといった事態も想定されるため、過去の判例も考慮し、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である。</p> <p>なお、環境影響評価に関連して、事業者が公開の専門家会議を開催して助言を受けている例が見られる。</p>
		<p style="text-align: center;">第5 環境保全措置指針に関する基本的事項</p>	
	<p>複数案からの絞り込み過程における検討結果の明示</p>	<p>2(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理すること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。また、位置等に関する複数案の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の</p>	<p>○ 配慮書手続及びそれを踏まえた複数案からの絞り込みの過程においては、環境影響の回避、低減の観点も含めた検討が行われる。配慮書手続における複数案の比較検討と、EIA における環境保全措置についての複数案の検討は、事業計画の熟度に応じて異なった手続段階において検討されるものであり、その検討内容は必ずしも同じものではないが、一連の環境配慮（対策）として行われるものである。現行の基本的事項でも、環境保全措置の検討が段階的に行われる場合はその内容を明らかにするよう規定されていたところであるが、配慮書手続の</p>

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容 (注) 網掛け部は追加された規定	背景・理由等 (「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より)
	事後調査の項目・手法の設定等における専門家の関与	<p>決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理すること。</p> <p>2(6) ア 事後調査の項目及び手法については、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき、事後調査の必要性、事後調査を行う項目の特性、地域特性等に応じて適切な内容とするとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能なように設定されるものとする。</p> <p>2(6) エ 事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うものとする。</p>	<p>新設に伴い、配慮書手続以降の検討内容もここで位置付け明確化することとした。</p> <p>○ 事後調査の項目及び手法に関しては、客観的・科学的な根拠に基づく検討が必要であり、その検討の必要に応じ専門家の意見を聞くこととした。事後調査の手法のうち、特にその実施期間については、環境影響評価の結果と事後調査の結果が比較検討できるような期間を設定することが望ましい。</p> <p>○ 事後調査の終了や、調査結果の環境保全措置への反映に際しては、客観的・科学的な根拠に基づく検討が必要であり、その検討の必要に応じ専門家の意見を聞くこととした。なお、例えば、一定の対策が取られていて、なおかつその結果が事前の予測の範囲内に収まってきたという段階であれば、追加的な環境保全措置は終了することができると考えられる。</p>
<p>【事後調査】 ○改正法の報告書手続では知事の関与する機会が設定されていないこと等から、条例の事後調査手続に係る制度は、法の対象事業に係る準用規定を含め、既定のとおり維持することが適当。</p>	<p>報告書の作成時期等</p>	<p>第6 報告書作成指針に関する基本的事項</p> <p>1(1) 対象事業に係る報告書の作成は、法第三十八条の二第二項の規定に基づき、報告書作成指針の定めるところにより行われるものである。</p> <p>1(2) 報告書は、対象事業に係る工事が完了した段階で一回作成することを基本とし、この場合、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で、その結果を報告書に含めるよう努めるものとする。</p> <p>1(3) 必要に応じて、工事中又は供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。</p>	<p>○ 特に動植物等に関する環境保全措置については、措置後すぐに効果が表れるかどうかは明確でないものがあることから、その措置が効果を発揮しているということを確認した上で、工事完了の然るべき後に報告書を作成することが望ましい。</p> <p>○ 改正法上は、工事中に講じた事後調査や環境保全措置について報告書を作成することとされており、供用段階のものは報告を求めておらず、工事終了段階で1回報告書を作成することが基本となる。 しかしながら、自主的な取組として、工事の途中段階や供用段階で事後調査や環境保全措置の結果等を公表することにより、住民からの信頼性確保、透明性及び客観性の確保、予測・評価技術の向上等に繋がることを期待される。その際、予測が工事の実施による影響が最大になる時期等を対象として行われることから、こうした予測結果との適切な比較が可能となるような時期を考慮することが望ましい。</p>

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容 (注) 網掛け部は追加された規定	背景・理由等 (「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より)
	報告書の記載事項	<p>2(1) 報告書の記載事項は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象事業の名称、種類及び規模、並びに対象事業が実施された区域等、対象事業に関する基礎的な情報</p> <p>イ 事後調査の項目、手法及び結果</p> <p>ウ 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度</p> <p>エ 専門家の助言を受けた場合はその内容等</p> <p>オ 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画、及びその結果を公表する旨</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><参考> 現行の環境影響評価指針（第20）に規定されている事後報告書の記載事項</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の目的及び内容</p> <p>(3) 事後調査の項目及び手法</p> <p>(4) 事後調査の結果</p> <p>(5) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、事後調査に関し必要な事項</p> </div>	<p>○ 報告書の記載事項は、原則、評価書の記載事項の規定を継承する。各事項の留意点は以下のとおり。</p> <p>イ 事後調査の内容及び結果：環境影響評価結果との比較含む。評価書公表以降に事後調査の項目や手法を変更した場合は、その検討経緯や理由を含む。</p> <p>ウ 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度：<u>保全措置は、事後調査により判明した環境の状況に応じて講じたものを含む。また、環境保全措置の効果については、措置後の効果の確認状況を含む。</u></p> <p>エ <u>専門家の助言を受けた場合は、その助言の内容及び専門家の専門分野を記載。また、専門家の所属機関の属性についても記載するように努める。</u></p> <p>オ 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画、及び、その結果を公表する旨、事後調査結果等を踏まえた今後の対応方針を含む。また、公表方法や公表時期も書き込むことが望ましい。</p>
	事業主体が引継がれた場合の措置	<p>2(2) 対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には他の主体との協力又は他の主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載するものとする。</p>	<p>○ 改正法では事業実施段階のみに係る報告書作成・公表が求められるが、供用段階の実態把握は重要であることから、特に事業主体と供用段階の運営管理主体が異なる場合は、適切な引き継ぎが行われるよう促すことが望ましい。</p>

Ⅲ（参考）基本的事項等に関する技術検討委員会報告書における今後の課題

条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容	項目	環境影響評価法に基づく基本的事項の内容	背景・理由等 （「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」より）
	個別の環境要素・環境影響評価技術要素に関する課題		<p>(1) 生物多様性オフセット 物多様性オフセットは、生物多様性の損失を最小限にする手段の一つとして有効な一面もあり、諸外国において導入が進められている例もある一方で、<u>代償措置の定量的な評価手法や代償措置実施後の回復が担保できるかが不透明な段階でもある。</u>こうした段階において生物多様性オフセットを導入することは、<u>より優先すべき回避や低減がおろそかとなる可能性もあり、より慎重な検討を要する。</u> 生物多様性に関する代償措置については、既に国内で行われている定性的な事例を集積しつつ、海外における定量的なオフセットの事例の収集・整理を進め、我が国における定量的なオフセットの導入可能性についてさらに調査研究を進めることが必要である。</p> <p>(2) 微小粒子状物質（PM2.5）* PM2.5 については、我が国においても平成 21 年 9 月に大気環境基準が設定され、大気環境中濃度の測定法が公的に定められたことなどから、<u>現状においても「調査」は可能。しかし、シミュレーション方法が開発途上であるなど技術的な制約から、「予測・評価」は困難な面もある。</u>固定発生源からの排ガス中の測定方法の ISO 化・JIS 化など、関係する技術動向を見極めつつ、<u>引き続き調査・予測・評価の技術の開発を進め、対応を検討する必要がある。</u> その際、PM2.5 の排出源側での測定法は一次粒子のみを対象としており二次粒子は捕捉できないことや、二次粒子については大気中での挙動が複雑であり、シミュレーションでも十分な予測精度が確保されていないことに留意すべき。なお、米国においても、環境影響評価制度の中で二次粒子は取り扱われていない。 ※ 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下の微小なもの。</p> <p>(3) 温室効果ガス 京都議定書目標達成計画（平成 20 年改定）においても、温室効果ガスの排出削減のためあらゆる施策を動員することとされていることから、<u>各事業種における主務省令で温室効果ガスを積極的に書き込むことを検討すべき。特に、建設工事（建設機器の使用）については、CO₂ の排出削減努力が進められている現状に鑑み、主務省令において建設工事に関係する CO₂ についての記述の強化を検討する必要がある。</u> また、近年の環境影響評価においては、例えば発電所の高効率化やモーダルシフトによる CO₂ 排出量削減など、事業の実施によってかえって総体としての排出量が削減される効果について記述している例が出て来ている。こうした効果が期待される事業については、今後も、環境影響評価において適切に記述し、その効果に関する理解を促進していくことが望ましい。 さらに、温室効果ガスの排出削減のため導入が期待される、風力や地熱等の再生可能エネルギーについては、平成 23 年 3 月の大震災以降、一層の導入に向けた期待が高まっている状況を踏まえ、適切な環境影響評価を確保し、環境と調和した形での健全な立地を促進していくことが望まれる。</p>

